

- [\(1\) 事業の概要に関するもの](#)
- [\(2\) 募集時期に関するもの](#)
- [\(3\) 補助対象事業者に関するもの](#)
- [\(4\) 補助対象要件に関するもの](#)
- [\(5\) 補助対象経費に関するもの](#)
- [\(6\) 申請に関するもの](#)
- [\(7\) 事前登録に関するもの](#)
- [\(8\) 交付申請に関するもの](#)
- [\(9\) 申請書類に関するもの](#)
- [\(10\) 交付決定及び補助金の額の確定に関するもの](#)
- [\(11\) 補助金の交付に関するもの](#)
- [\(12\) 補助金の取り消し・返還に関するもの](#)
- [\(13\) その他](#)

(1) 事業の概要に関するもの

		質問事項	回答
事業概要	1	大阪府が実施する「業務改善・賃上げ促進事業」の目的はどのようなものですか。	物価高騰等に負けない賃上げ環境を整備するため、厳しい経営状況にある大阪府内の中小企業に対し、事業場内の最低賃金の引き上げと生産性の向上にむけた設備投資等の取り組みを支援しようとするものです。
事業概要	2	大阪府が実施する「業務改善・賃上げ促進事業」はどのような事業ですか。	大阪府内の事業場の最低賃金の引上げと生産性向上に資する設備投資等に取り組む中小企業を支援するため、国の「業務改善助成金」に対する上乗せ補助を行うことにより、府内中小企業の生産性の向上による持続的な賃上げ環境の整備を図る事業です。
事業概要	3	国の「業務改善助成金」を活用する事業者への上乗せ補助とは具体的にどのようなものですか。	令和8年9月1日から募集が開始される国の「業務改善助成金」に申請し、令和9年3月5日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けた事業者を対象として、大阪府が設ける「賃上げ要件」を満たした場合に補助金を交付するものです。
事業概要	4	国の「業務改善助成金」の内容について教えてください。	厚生労働省ホームページに「業務改善助成金」に関する案内が掲載されていますので、ご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyau/03.html
事業概要	5	この補助金の財源は何ですか。	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

(2) 募集時期に関するもの

		質問事項	回答
募集時期	1	大阪府が実施する「業務改善・賃上げ促進事業」の募集時期はいつですか。	本補助金に応募するためには、事前登録をした後に交付申請が必要です。 事前登録期間：令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 8 年度大阪府最低賃金発効日の前日又は同年 11 月 30 日（月）のいずれか早い日まで。 交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）受付期間：令和 8 年 12 月 1 日（火）～令和 9 年 3 月 10 日（水）となります。ただし、令和 9 年 3 月 5 日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けていること。
募集時期	2	令和 8 年度大阪府最低賃金発効日はいつですか。	現時点では未定ですが、例年では、8 月頃に改定後の最低賃金の目安が公示され、10 月頃に発効されています。 また、令和 8 年度大阪府最低賃金の額及び発効日が決まりましたら、大阪府ホームページ等にてお知らせします。
募集時期	3	事前登録と交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）の違いは何ですか。	事前登録は、事業場内賃金の引上げを実施する前に、大阪府が設ける「賃上げ要件」を満たす賃金引上げ計画を提出いただくものです。 交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）は、国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定」の通知を受けた後に申請可能となります。
募集時期	4	なぜ、事前登録が必要なのですか。	補助金の交付に必要な財源（費用）をあらかじめ確保するため、事業場内賃金の引上げを実施する前に、大阪府が設ける「賃上げ要件」を満たす賃金引上げ計画を提出いただくものであるため、賃上げ後に補助金交付を受けるためには、この事前登録が必須です。

(3) 補助対象事業者に関するもの

		質問事項	回答
対象事業者	1	どのような事業者が対象ですか。	以下の(1)～(4)のいずれにも該当することが必要です。 【対象事業者】 (1) 大阪府内に事業場を設置している者 (2) 国の「業務改善助成金」について、令和 8 年 9 月 1 日以降に大阪労働局長に交付申請を行い、令和 9 年 3 月 5 日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けている者 【対象要件】 (3) 国助成金の事業実施計画を上回る引上げ額にすること (4) 大阪府最低賃金をさらに 2 % 上回る事業場内最低賃金にすること 詳しくは、募集要項の「2. 補助対象事業者」に記載している「対象要件」をご確認ください。
対象事業者	2	事業場とは何ですか。	この補助金は、国の「業務改善助成金」の上乗せ事業であるため、国助成金の定義に準じます。
対象事業者	3	国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定」の通知とは何ですか。	国の「業務改善助成金」に申請し、事業完了後の審査により交付額の確定及び支給決定された場合に大阪労働局長から交付される通知書です。 厚生労働省ホームページに「業務改善助成金」に関する案内が掲載されていますので、ご確認ください。

対象事業者	4	国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定通知」いつ交付されますか。	国の「業務改善助成金」に申請し、交付決定を受けた後に設備投資を行い、事業完了後に提出する事業実績報告書の審査により、交付額の確定及び支給決定された後に大阪労働局長から交付されます。 厚生労働省ホームページに「業務改善助成金」に関する案内が掲載されていますので、ご確認ください。
対象事業者	5	令和9年3月5日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けていることとされているが、事前登録時には通知は受けていなくても登録できますか。	事前登録は、通知を受けていなくても登録可能です。補助金の交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）を行う時点で通知を受けていることが要件となるので、事前登録は必ず行ってください。 ただし、令和9年3月5日までに通知を受けられない場合は、交付申請できませんので、ご注意ください。
対象事業者	6	国の「業務改善助成金」交付要綱第5条第3項でやむを得ない事由により事業完了期日を令和9年3月31日までとする理由書を提出したが、府補助金も令和9年3月10日の期日を延期できませんか。	国の「業務改善助成金」の延期にかかわらず、本補助金の交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）は、令和9年3月10日までとなります。

（４）補助対象要件に関するもの

		質問事項	回答
対象要件	1	大阪府が設ける補助金交付のための「賃上げ要件」とは、具体的にどのようなものですか。	募集要項の「2. 補助対象事業者」に記載している「対象要件」をご確認ください。
対象要件	2	なぜ、国の「業務改善助成金」の計画以上の要件を設けるのですか。	昨今の物価上昇の状況を踏まえ、物価高騰に負けない賃上げ環境の整備につながるよう、府内の事業場においてさらに積極的な賃上げの取組みを促進することを目的としていることから、国へ提出した賃上げ計画を上回る賃上げを要件としています。
対象要件	3	大阪府最低賃金よりさらに2%を上回る金額とは具体的にいくらですか。	令和8年度大阪府最低賃金の額により決まります。 計算式は、「（大阪府最低賃金額）×102%＋1円」です。 募集要項の「2. 補助対象事業者」に記載している＜例1＞のように改定語の最低賃金が1,230円の場合は、1,255円、＜例2＞の1,200円の場合は、1,225円以上の引上げが必要となります。 また、令和8年度大阪府最低賃金の額が決まれば、大阪府ホームページ等でお知らせします。
対象要件	4	最低賃金発効日後に追加で賃上げをした場合も大阪府の補助対象になりますか。	大阪府最低賃金発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められません。
対象要件	5	国へ提出した計画の対象者（計画書等に記載した賃金を引上げる労働者）の全員が大阪府の独自要件を達成していなければならないですか。	国の計画書等に記載した賃金を引上げる労働者のうち、大阪府の独自要件を1人以上満たしていれば対象になります。大阪府の独自要件を達成した人数により、補助上限額が変わります。

（５）補助対象経費に関するもの

		質問事項	回答
対象経費	1	補助対象経費は、国の「業務改善助成金」の設備投資の金額ですか。	国の「業務改善助成金」の交付要綱様式第9号記1（別紙1）の国庫補助金精算書にD欄に記載の対象経費支出済額が補助対象経費となります。
対象経費	2	どんな設備投資が府補助金の対象となりますか。	府の補助対象経費は、国の「業務改善助成金」の交付要綱様式第9号記1（別紙1）の国庫補助金精算書にD欄に記載の対象経費支出済額が補助対象経費となります。 申請されたい設備投資が国の「業務改善助成金」の助成対象となるかは、厚生労働省ホームページに「業務改善助成金」に関する案内が掲載されていますので、ご確認ください。

対象経費	3	令和 7 年度に国の業務改善助成金の交付申請を行い、令和 8 年度に設備投資を行った場合の対象経費支出済額は大阪府の補助金の対象になりますか。	令和 8 年 9 月 1 日以降に大阪労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行ったものが対象です。令和 7 年度に国へ交付申請し、令和 8 年度に設備投資を行ったものは、補助対象経費となりません。
対象経費	4	補助対象経費が、100万円であれば、その 4 分の 1 である25万円が補助金となるのですか。	補助金の額は、補助対象経費に 4 分の 1 を乗じた額と要綱別表に定める補助上限額とを比較し、いずれか低い額となります。国の「業務改善助成金」に申請したコースと大阪府の独自要件を満たす労働者数により、上限額が25万円を下回る場合は上限額が補助金の交付額となります。
対象経費	5	補助金の上限額は、事業場ごとに200万円ですか。	1 事業者が複数の事業場の交付申請をした場合、各事業場ごとの補助金の額の合計が200万円を超える時は、200万円が上限となります。
対象経費	6	補助上限額を算定する労働者数は、どのように算出するのですか。	補助上限額を算定する労働者数は、募集要項「2. 補助対象事業者」の対象要件（3）（4）をともに満たす労働者の数となります。＜例 1＞、＜例 2＞を参考にしてください。
対象経費	7	補助上限額を満たす労働者数は、どの欄を見ればよいですか。	募集要項「3. 補助対象経費等」に記載している交付要綱（別表）補助上限額の【国】助成上限額で選択したコースの左側にある【府】補助上限額の交付要綱第2条第3号及び第4号をともに満たす労働者数の欄を参照してください。その欄に掲載する額が補助上限額となります。
対象経費	8	賃金を引上げる労働者は国の「業務改善助成金」と同様に雇用保険被保険者でなければならぬですか。	本補助金の対象となる賃金引上げ労働者は、国の「業務改善助成金」の対象である労働者のうち、大阪府の独自要件を満たす労働者となります。
対象経費	9	補助対象経費は、国の「業務改善助成金」の様式第 9 号記 1（別紙 1）の国庫補助金精算書に記載の対象経費支出済額とされています。事前登録の時点では不明ですが、どのように記載すればよいですか。	事前登録の際は、国の「業務改善助成金」の様式第 1 号 6 の国庫補助金所要額調書D欄に記載の対象経費支出予定額を記載してください。
対象経費	10	国の「業務改善助成金」の計画書に記載した対象経費支出予定額の金額の一部が国では認められず減額されて交付決定を受けた場合、既に府に提出した「事前登録書」に記載の金額と相違が生じるが、どうすればよいですか。	「事前登録書」に記載した補助対象経費を修正する必要はありません。交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）時の添付書類で審査します。
対象経費	11	国の「業務改善助成金」の実績報告書に記載した対象経費支出済額の金額の一部が国では認められず、「交付額確定及び支給決定の通知」で減額された場合、どうすればよいですか。	交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）時の添付書類で審査の上、要綱第 7 条第 3 項に基づき、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をするものとします。
対象経費	12	国や大阪府等の他の補助金等との併用は可能ですか。	国又は地方公共団体、商工会議所等の支援団体が実施する他の補助金等（国の「業務改善助成金」は除く）において、補助対象が同一の場合は、補助対象経費の対象外となります。

（6）申請に関するもの

		質問事項	回答
申請	1	大阪府の補助金を申請したいのですが、どうすればよいですか。	大阪府業務改善・賃上げ促進補助金は、国の「業務改善助成金」の上乗せ事業です。 国の「業務改善助成金」の申請期間中に、国の「業務改善助成金」への申請し、合わせて府補助金の事前登録を行ってください。 国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定の通知」を受けてから、府補助金の交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）を行うことになります。

申請	2	国の「業務改善助成金」は申請せず、大阪府の補助金だけを申請することはできますか。	国の「業務改善助成金」の交付額確定及び支給決定の通知を受けていない場合、本補助金の対象外です。 令和 8 年 9 月 1 日以降に大阪労働局に国の「業務改善助成金」の交付申請を行わず、本補助金のみ申請することはできません。
申請	3	申請期間は、いつですか。	・事前登録は令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年度大阪府最低賃金発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日まで。 ・交付申請（交付決定（兼）実績報告の提出）は、令和 8 年12月 1 日から令和 9 年 3 月10日まで。ただし、令和 9 年 3 月 5 日までに大阪労働局長から交付額確定及び支給決定の通知を受けていることが要件です。 ※交付申請をするためには、必ず事前登録が必要です。
申請	4	申請は事業場単位ですか。	事前登録及び交付申請（交付決定（兼）実績報告の提出）ともに、事業場ごとに提出してください。
申請	5	申請者は事業場の代表者ですか。	申請者は、法人の場合は代表権を有する方となります。
申請	6	1 事業者が、複数の事業場を有し、申請する場合は、どうすればよいですか。	法人の場合は代表権を有する方が、申請する事業場の数だけ事前登録及び交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）を行うことになります。
申請	7	事業者以外の代理者（社労士等）が申請することは可能ですか。	国の「業務改善助成金」交付要領第14に定める代理人が事前登録及び交付申請を代理で行う場合は、申請事業者からの委任状を提出してください。
申請	8	大阪府行政オンラインシステムの利用方法が分かりません。	「事前登録」及び「交付申請書（兼）実績報告書」は、原則、大阪府行政オンラインシステムで行ってください。後日、大阪府の当事業ホームページにて「申請マニュアル」を公表します。 ※やむを得ない理由により大阪府行政オンラインシステムが利用できない場合は、大阪府の本事業ホームページの様式一覧から各様式を印刷のうえ、記載の住所に郵送（特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便）してください。（期限必着）
申請	9	申請様式の印刷ができないがどうしたらよいか。	大阪府労働環境課にお問い合わせください。

（7）事前登録に関するもの

		質問事項	回答
事前登録	1	事前登録は、いつすればよいですか。	令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年度大阪府最低賃金発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日までのうち、国の「業務改善助成金」の申請日以降で、事業場内最低賃金の引上げを行う日までに事前登録してください。
事前登録	2	事前登録をせずに交付申請することはできますか。☒	事業場内最低賃金の引上げを行う前に事前登録を行っていただく必要があることから、事前登録をせずに交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）をすることはできません。
事前登録	3	国の「業務改善助成金」は申請せず、事前登録することはできますか。	事前登録において、国の「業務改善助成金」への申請内容を記載いただきますので、国の「業務改善助成金」に申請せずに事前登録することはできません。 ※本補助金の交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）の際に、国の「業務改善助成金」に申請した事業実施計画書の写しを提出いただくので、必ずコピーを取っておいてください。

事前登録	4	事前登録書（様式 1 号）には何を書くのですか。	事前登録書は国の「業務改善助成金」への申請内容と大阪府への賃金引上げ計画等を記載いただきます。 事業場ごとに記載の上、提出してください。 また後日、大阪府の本事業ホームページに「申請マニュアル」を掲載しますので、参考にしてください。
事前登録	5	要件確認申立書（様式第 2 号）には何を書くのですか。	・申請者が、本補助金の交付対象であることを申立てるものです。 申立て事項の「1」から「8」が「はい」、「9」から「18」が「いいえ」でなければ、本補助金の対象外となります。 ・日付は、事前登録書の記載日と同日にしてください。 ・この申立書の代表者氏名には、必ず自署又は記名押印（代表者印）が必要です。
事前登録	6	暴力団等審査情報（様式第 3 号）には何を書くのですか。	・申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書に記載の役員（監査役含む）の全員について記載してください。 個人の場合は、代表者について記載してください。 ・日付は、事前登録書の記載日と同日にしてください。 ・この暴力団等審査情報を条例に基づき、大阪府警察本部へ提供し、暴力団等に該当しないことを確認します。
事前登録	7	「事前登録」を行ったあとの流れを知りたい。府から通知はあるのですか。	事前登録の内容を確認し、補正が必要であれば補正を求め、正式に受理する際にメールで通知します。 ※郵送による事前登録の場合は文書にて通知します。
事前登録	8	「事前登録」をすれば受理通知があるとのことだが、通知があれば設備投資等に着手してよいですか。	大阪府からの「受理通知」ではなく、必ず国の「業務改善助成金」の大阪労働局長からの「交付決定通知」後に着手してください。

（８）交付申請に関するもの

		質問事項	回答
交付申請	1	交付申請は、いつ行えばよいですか。	令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 10 日の期間に、大阪労働局長から令和 9 年 3 月 5 日までに国の「業務改善助成金」の交付額確定及び支給決定の通知を受けた日以降に交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）を行ってください。 ※事前登録をしていなければ、交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）はできません。
交付申請	2	国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定の通知」を受けてからでないと大阪府に申し込みができないのですか。	交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）は、国の「業務改善助成金」の交付額確定及び支給決定の通知を受けてからとなります。
交付申請	3	令和 9 年 3 月 5 日が近づいているのに国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定の通知」が届かない。大阪府から大阪労働局へ催促してほしい。	大阪府から催促することはできません。
交付申請	4	国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定の通知」が令和 9 年 3 月 5 日までに届かない場合、来年度に申請できますか。	国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定の通知」が令和 9 年 3 月 5 日までに届かない場合、来年度に申請はできません。 国の「業務改善助成金」の早めの実績報告により、3 月 5 日までに「交付額確定及び支給決定の通知」を受けてください。
交付申請	5	事前登録を行っていないが、交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）はできますか。	事前登録を行っていないと、交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）はできません。
交付申請	6	交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）を行いたいが、事前登録をした時の内容から変更していますが問題ないですか。	交付申請（交付申請書（兼）実績報告書の提出）時に添付する国の「業務改善助成金」に申請した変更後の事業実施計画書や事業実施結果報告等をもとに審査しますので、交付申請いただいても問題ありません。ただし、必要な場合はお問合せすることがあります。
交付申請	7	事前登録をしたが、結果的に府の独自要件を満たす賃上げができませんでした。交付申請できますか。	賃上げの対象要件を満たしていなければ、交付申請を行ったとしても補助金は交付されません。

(9) 交付申請書類に関するもの

		質問事項	回答
申請書類	1	(1)大阪府業務改善・賃上げ促進補助金交付申請書（兼）実績報告書（様式第4号その1）には何を書きますか。	申請日は、令和8年12月1日から令和9年3月10日の期間に、大阪労働局長から令和9年3月5日までに国の「業務改善助成金」の交付額確定及び支給決定の通知を受けた日以降の日付となります。 申請者は、法人の場合は代表権を有する方となります。 1 事業者が複数の事業場について交付申請する場合、事業場ごとに記載の上、提出してください。
申請書類	2	(2)申請内容書（様式第4号その2）には何を書きますか。	国の「業務改善助成金」へ提出した実績報告内容を記載してください。 事業場ごとに記載の上、提出してください。 5 振込先は申請者名義の口座を記載してください。
申請書類	3	(3) 国の「業務改善助成金」交付額確定及び支給決定通知書 (4) 国の「業務改善助成金」交付決定通知書とは何を指しますか。	大阪労働局長から通知される公印が押された様式です。 事業場ごとにコピーを取って、その写しを提出してください。
申請書類	4	(5) 国の「業務改善助成金」事業実施計画書 (6) 国の「業務改善助成金」事業実績報告書 (7) 国の「業務改善助成金」国庫補助金精算書 (8) 国の「業務改善助成金」事業実施結果報告とは何を指しますか。	国の「業務改善助成金」の交付申請に添付した実施計画書及び実績報告書とその添付資料です。 事業場ごとにコピーを取って、その写しを提出してください。
申請書類	5	(9) 賃金引上げを証する書面とは何を指しますか。	大阪労働局へ提出した事業実績報告書の3賃金引上げを証する書面（賃金引上げ日から実績報告書提出日前日までの期間における賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し）のうち、大阪府補助金の要件を満たす労働者分の写し。
申請書類	6	(10)特例事業者に該当することを確認できる書類とは何を指しますか。	国の「業務改善助成金」の交付申請時に特例事業者に該当することを確認できる書類を提出した場合のみ、その写しを提出してください。
申請書類	7	(11)就業規則の写しとは何を指しますか。	事業場内最低賃金規程を含むものの写しを提出してください。
申請書類	8	(12)振込先確認書類（通帳等）の写しとは何を指しますか。	補助金振込先の金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ表記）を確認できるものとなります。 通帳の場合、通帳の表面及び1・2ページの見開き部分の写しを提出してください。
申請書類	9	(13)納税証明書は何を指しますか。	以下の2種類を提出してください。 ・府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書 ・税務署発行の納税証明書 未納の税額がないことの証明書
申請書類	10	(13)納税証明書はなぜ必要ですか。	府税の滞納を防止と府税収入の確保のために本補助金の要件としています。

(10) 交付決定及び補助金の額の確定に関するもの

		質問事項	回答
--	--	------	----

交付決定及び額の確定	1	交付決定の通知は、いつされるのですか。	申請書の内容を審査の上、適正と認めた場合、補助金の交付の決定及び交付すべき額の確定を行います。 通知は、補助金の入金をもって行うため、文書での通知はありません。
交付決定及び額の確定	2	交付申請した支給申請額と異なる交付決定額となることはありますか。	適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をする場合があります。

(11) 補助金の交付に関するもの

		質問事項	回答
交付	1	交付された補助金の額に納得できない。どこに問合せをすればよいですか。	大阪府労働環境課にお問い合わせください。
交付	2	交付申請後、どの程度で補助金が交付されますか。	1か月程度の予定です。ただし、書類の不備等で確認を要する場合、支給が遅れる場合があります。
交付	3	交付申請時に届け出た「金融機関口座」を変更したい場合はどうすればよいですか。	大阪府労働環境課にお問い合わせください。

(12) 補助金の取り消し・返還に関するもの

		質問事項	回答
取消・返還	1	大阪府の補助金を受けた後に、国の「業務改善助成金」の交付決定の取消や返還命令があった場合は補助金の返還が必要となるのですか。	返還が必要となりますので、速やかに大阪府労働環境課にお問い合わせください。

(13) その他

		質問事項	回答
その他	1	本補助金に関しての問い合わせは、どこにすればよいですか。	大阪府労働環境課にお問い合わせください。
その他	2	補助事業に係る証拠書類等を備え、10年間保存する必要があるが、具体的にどのような書類を整える必要があるのか。教えてほしい。	補助金の交付の申請にあたり、添付書類として提出した書類の原本すべてとなります。
その他	3	10年間の保存は、電子データで保存してもよいですか。	電子データでの保存も可能です。